

令和7年度 第1回四條畷市子ども・子育て会議 議事要録

日 時	令和8年2月9日（月） 午後2時から
場 所	四條畷市役所本館3階 委員会室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・河原委員・内村委員・市林委員・高橋委員
三宅委員・中山委員・小林委員・井上委員・福井委員・山田委員

1. 開会
事務局：

定刻になりましたので、只今から「令和7年度第1回四條畷市子ども・子育て会議」を始めさせていただきます。皆様方には、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を務めさせていただきます、こども政策課の安田でございます。よろしく願いいたします。

本日、傍聴者は1名になっております。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、本日の会議は公開します。

次に会議の成立について、本日は子ども・子育て会議委員12名中12名、全員の出席をいただいております。四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定により、過半数の出席がありますので、本会議の成立を報告いたします。

次に委嘱についてです。委嘱状の交付は、机上交付の形式とさせていただきます。引き続き委員をお受けいただいた委員の皆様、また、今年度から新たに委員をお受けいただいた皆さま、誠にありがとうございます。委員の委嘱期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となっておりますので、よろしく願いいたします。

<資料確認>

本会議につきましては、委員長が議長となりますが、本日は委員の任期の初回ということで、委員長が決まるまでの間、事務局で会議を進行させていただきます。

それでは、新任の委員様もおられますので、委員の皆様、自己紹介をお願いできればと思います。

それでは恐れ入りますが、小寺委員より時計回りに順にお願いしてもよろしいでしょうか。

<自己紹介>

続きまして、事務局側の出席者について自己紹介させていただきます。また庁内関係課で組織する子ども・子育て実務者会議の委員も出席しておりますので、あわせて自己紹介をさせていただきます。

<自己紹介>

本日は、議事録作成のため、音声を拾いやすいようマイクで、またお名前とともに、ご発言くださいますようお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

案件1「委員長及び副委員長の選任について」でございます。

委員長及び副委員長は、四條畷市子ども・子育て会議規則第2条第1項の規定により、互選により定めるとしています。このため、委員長の選任について、何かご意見はございませんでしょうか。

中山委員

中山です。

1名ご推薦したい方がおられます。

福祉に関する豊富な知識と経験を持ち、かつ、各種計画、特に本会議で策定に意見した計画、過年度の計画もご尽力いただいている小寺委員を委員長に推薦したいと思います。

事務局：

皆様いかがでしょうか。

<異議なし>

事務局：

ご異議がないようですので、委員長に小寺委員の就任をお願いしたいと思います。

続きまして、副委員長の選任について、何かご意見はございませんでしょうか。

小寺委員長：

前回、前々回も一緒にさせていただいている柏原委員をお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

<異議なし>

事務局：

ご異議がないようですので、副委員長に柏原委員の就任をお願いしたいと思います。

それでは小寺委員長、柏原副委員長、委員長・副委員長席にお席のご移動をお願いしてもよろしいでしょうか。

それでは、これ以降の議事進行は、四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第1項の規定によりまして、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議事

小寺委員長：

それでは次第に沿って議事を進めてまいります。

案件2「令和6年度の子ども・子育て支援事業の実績について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

それでは資料1-1を皆様ご覧いただきますようお願いいたします。

1、「令和6年度の子ども・子育て支援事業の実績について」です。

本市では、子ども・子育て支援施策の基本的方向や目標を示し、取組

みを進めるため、子ども・子育て支援事業計画を策定しております。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めています。

第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間で、7年度からは11年度までの第3期計画で進めています。今回は、第2期計画の最終年である、令和6年度の実績について確認いただきます。

まず1つ目、教育・保育事業の実績についてです。

資料1-2の表をご覧くださいてもよろしいでしょうか。

令和6年度の3月時点の保育利用・幼稚園利用の入園状況を示しています。保育利用については、定員1,177人のところ、1,233人が在園していますが、待機児童が8人、保留児童が124人発生しました。

資料1-1にお戻りください。

2つ目、「地域子ども・子育て支援事業の実績について」です。

まず1点目、時間外保育事業（延長保育）については、市内12箇所の認可保育所や認定こども園で、通常の保育時間外に延長保育を実施しており、令和6年度は利用人数が923人で、利用者数は令和5年度より279人増加しました。前年度に比べて増加しており、量の見込みも大きく上回る結果となりました。延長保育の需要があり、今後も引き続き実施していく予定です。

では、次のページです。

2点目、幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）についてです。

認定こども園では市内8箇所で1号認定、幼稚園利用ですが、1号認定児童を対象とした預かり保育を実施しました。市内園の利用者数は延べ9,885人で、令和5年度より1,173人増加しました。保護者の就労等により需要があるため、今後も増加する可能性があります。

なお、市外園の利用人数は、延べ3,750人でした。

次に3点目、保育所における一時預かり事業については、市内10箇所の認可保育所や認定こども園で一時預かりを実施しており、利用者数は延べ1,904人で、令和5年度より695人増加しました。今後も利用者数増加の可能性があるため、引き続き実施していく予定です。

次に4点目、病児・病後児保育事業です。

子どもが病気や病気の回復期にあるため、保育施設に登園できない時に、仕事の都合で家庭保育ができない子どもの保育を実施しました。

病児保育は1箇所で実施しており、昨年度より延べ利用者数は88人減少しました。体調不良児保育は5箇所で実施し、昨年度より307人減少しました。

5点目、ファミリー・サポート・センター事業についてです。

会員数、利用回数ともにやや増加しており、中でもひとり親家庭の利用回数について、資料には数値の記載がございませんが、令和3年度58回、令和4年度が62回の実績に対し、令和5年度は135回、令和6年度は122回と、直近2年間はそれ以前に比べて大幅に増加しております。

次に6点目、子育て短期支援事業についてです。

養育者のレスパイト等で利用がありました。子どもの送迎付きの施設

を利用され、養育者の負担軽減につながりました。

次に7点目、地域子育て支援拠点事業についてです。

昨年度まで午前と午後で利用時間を区切っていましたが、時間を区切ることなく開所したこと等により、利用者の増加につながったと考えられます。

8点目、放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業）についてですが、なわてふれあい教室は、平日の放課後と土曜日、夏休み等の長期休暇に実施しました。

入室希望者は全体的に増加傾向にあり、指導員等の人員不足から定員以上の受入れ、弾力対応が実施できず、多数の待機児童が発生しました。令和7年度以降は、更に人員不足が深刻となることから、指導員等の人員確保や安定的な運営を図るため、令和7年度以降の運営業務を民間委託することとし、令和6年度中にプロポーザル方式による事業者選定を行いました。

放課後子ども教室事業は、5年度まで実施していた「まなび舎」について、教材見直しの必要性、参加児童及び学習支援アドバイザーの担い手減少から、学びの幅を広げるため、新たに「学習プログラム」として再構成しました。特に、大阪府の出前プログラムや大阪電気通信大学をはじめとする産官学連携事業として、多様な体験を子どもたちに提供するなど内容の充実を行い、開催回数は280日、参加人数は9,761日となり、前年度から32日、2,513人増加しました。

次に9点目、妊婦健康診査については、母子健康手帳交付時にお渡ししている受診券（14枚）で、妊婦や赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行いました。令和6年度は実人数513人、延べ人数3,996人が健診を受診しました。また、多胎妊婦8人に対して、追加の受診券（5枚）を交付しました。

次に10点目、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）については、赤ちゃんの健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、赤ちゃんのいるすべての家庭を訪問しました。生まれてから2か月頃までに保健師・助産師、生まれてから4か月頃までに民生委員・主任児童委員が訪問しました。令和6年度は訪問対象者357件のうち、338件に訪問を行い、実施率は94.67%でした。今後も母子の健康管理に努めていきます。

11点目、養育支援訪問事業等についてです。

今年度は子育て世帯訪問支援事業を利用できる対象者が増えたため、利用される世帯はありませんでした。

12点目、利用者支援事業についてです。

子どもとその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行いました。また、相談にかかる関係機関との連絡調整なども行いました。

次に、3「その他の令和6年度に実施した新規・拡充事業について」です。

こちらは、昨年度の子ども・子育て会議で令和6年度に実施予定としてお示しした事業をもとに実施内容をまとめております。事業の追加はございませんので、ご参考いただければと思います。

説明は以上でございます。

小寺委員長： 　ただ今の事務局からの説明に関しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

市林委員： 　市林です。
8番の放課後居場所づくり事業で、その後、令和6年度中にプロポーザル方式で事業者選定をされたということですが、新しいふれあい教室になってから、人員が足りないという問題は解消されたのでしょうか。

スポーツ・青少年課： 　スポーツ・青少年課の神本です。
令和7年4月から民間の運営委託ということで、人員不足は解消している状況です。

柏原副委員長： 　どの事業に関しても、令和5年に比べて令和6年度は拡大して、充実されていると思いますが、これはやっぱり市民の方々がこういう事業に関して興味というのか、関心を持つような手だてなり、情報提供を積極的にされた結果なのか、それとも自然にこういうふうな形で増加したのか、なぜこれだけ増えたかというその辺りの要因を教えていただけたらと思います。

こども政策課： 　各事業において、それぞれの所管課で周知のほうも徹底しているというところもございますし、おっしゃっていただいているように、やはりニーズが増えているというところで、利用者の方も増えているのかなというところもございます。
また、関係する事業等につきましては、応援ブックといまして様々な子育て支援のサービスを載せた冊子にまとめたものも、出生のときや転入のとき等にお配りもしておりますので、そういった形で周知の方にも力を入れているところでございます。

中山委員： 　今の数の話、保育事業者の方から1つご説明すると、延長保育事業とかに関しましては、働き方がタイトな方が増えているのと、プラス、人員不足でお仕事はかなりきつくなられて子どもをみる余力がない方が増えているのかなという印象を受けています。
預かり保育は、幼稚園の時間のお子さんを夕方まで預かる事業ですが、これに関してやはり就労されている方が明らかに増えている。昔みたいな専業主婦でという方でも、物価高で少し働きに行こうかなあという方が増えていると思います。
当園でも大体8割ぐらい使われている方がいます。
一時預かりに関しては、入れていないから預けたいという声が申し込み段階から多いかなというのが各園の状況です。
なので、それぞれの事業で少しずつニュアンスが違うというところと、コロナ後、結構仕事がタイトで時間外を使う方が多かったところに、子どもをみるのがしんどいという方がかなり使うようになってきたかなという感覚です。

河原委員： 11 ページにある部活動指導に関する事業で、確認なのですが、今中学 1 年に入る子どもたちが中学 2 年になったら、学校のクラブ活動は土日とか試合とか、だんだんなくなっていくと説明は聞いたのですが、今から学校のクラブで頑張っスポーツ推薦をもらいたいとか思うような子たちをどういうふうに導いてくれるのかなという心配と、あともう 1 つ、もっと真剣にするクラブチームができるというのは、お金がかかってきたりするという不安もあるので、その辺を子どもたちにも多分あまり説明いっていないと思うので、しっかり説明をお願いしたいと思いますが、現段階ではどうなっているのか、ご説明をお願いします。

学校教育課： 学校教育課です。
教員の働き方改革であるとか、子どもの少子化に伴って部活動の数というのは年々減ってきております。
ただ我々も、子どもたちが部活動であるとか芸術とかそのような機会にふれあうことがすごく大事だと思っております。今年度に関して言いますと、部活動指導員という形で 9 名の方に、それぞれの部活指導に入ってもらっています。来年度以降、国が進めております部活動指導員個人をお願いするのではなく、団体に業務委託しまして、運営から含めてお願いするという形をとっていく、それに向けての準備を進めておりまして、来年度は一応 5 つの団体、種目で部活動業務委託を考えておりまして、ただ、受け皿である団体というのにも数が限られており、種目も限られておりますので、今後の課題として、そういった種目を増やすとか、いろんな種目を受けていただける団体というところの発掘に努めてまいりたいと考えております。

河原委員： スポーツ推薦とか狙っているような子どもたちも、その環境は変わらずできそうな感じでしょうか。

学校教育課： 様々な形でスポーツにふれあうというところで、楽しむための部活というふうになっているとか、或いはスポーツで高校に行くとか、推薦、将来となると、まだそこまではなかなか、これからの団体との相談によるのかなと考えております。

小寺委員長： 他にご意見等ございませんか。
無いようですので、続きまして、案件 3「令和 7 年度の主な新規・拡充事業」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： では、令和 7 年度の主な新規・拡充事業についてです。資料 2-1 をご覧いただいてもよろしいでしょうか。
こちら昨年度、子ども・子育て会議において、令和 7 年度の予定事業としてお示ししたものをとまとめております。
2 ページ目、最後の行ですが、新たに「物価高対応子育て応援手当」の事業が追加となっております。こちらは、国の進める総合経済対策に基づき、物価高の影響を強く受けている子育て世帯に向け、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、18 歳に到達する年度末までの児童について、1 人当たり 2 万円の手当を支給するものです。

続きまして、資料 2-2 をご覧ください。

今年度 4 月 1 日時点の入園状況です。定員が 1,177 人のところ、1,179 人が在園しており、待機児童が 3 人、保留児童が 94 人です。

前年の令和 6 年度の 4 月 1 日時点は、在園児童数が 1,172 人だったので、今年度の方が受入れはわずかに多かったです。昨年度は待機児童が 3 人、保留児童が 72 人でしたので、保留児童が大きく増えています。

待機児童・保留児童については、その要因の一つである、園の深刻な保育士不足により受入れが困難な状況が課題となっております。

このため、先ほどの資料 2-1 の 1 番目の事業にもお示ししておりますが、民間園と協働で保育士等の処遇改善事業として、月 4 万円（内 1 万円は民間園負担）の事業を始めました。そのほか、民間の認定こども園新設に向けて支援を行っているところです。

次に、資料 2-3 をご覧ください。

企業主導型保育施設への入園は 4 月時点で市内と市外合計で 56 人でした。

事務局からの説明は以上でございますが、ここで、今年度の保育士確保策の処遇改善事業などに関しまして、四條畷市民間保育園連絡協議会の中山委員からご説明をしたいと伺っております。

議長、いかがでしょうか。

小寺委員長： はい。それでは中山委員、よろしくお願いたします。

中山委員： 中山です。

一番後ろのカラー刷りの提出資料、本日配布の資料をご覧くださいればと思います。これの 2 番目の部分が今期、四條畷市と各民間園で協力してやりましょうということで、始めさせていただいています。

市内の保育施設に勤める保育所等の職員に月 4 万円、給料とプラスして拡充しようというものです。

このうち事業自体が決まったのは、ちょうど 1 年ぐらい前でしたかね。実は 25 年度の採用には間に合っていないのですが、走りながら何とかしようという形でスタートさせていただいています。

先ほどご説明があったとおり、協議会の会員園に関しても 0～2 歳に待機が出やすいから、0～2 歳で受入れ人数の増を行っております。

保育士の有効求人倍率というのは、こども誰でも通園制度が始まったりで、大阪府下は実はこの 1 年でかなり悪化しております。その中でもいわゆる人材確保は進んでいるという状況であります。

まず、離職防止に関しては、すべての会員は 8 会員あるのですが、確実に全部で落ちているというお声をいただいています。プラスアルファ、新規採用の方も進んでおりますので 4 月に関しては、受入れについてはさらに増を見込めるかなというところです。

ただ、いくつかやはり留意点という意見もありました。他市でも似たような事業が始まったり、実は民間の負担もかなりの額があるので、やはり経理的にしんどくなっていることもあるので、その辺はちょっとどうやっていくかは、課題ではあるのですが、本来の目的であるいわゆる受入数を増やすということに関して一定効果はでてきておりますので、一応 3 年間で成果を上げないと取り上げるよとされています。

で、何とか成果を上げて市民の方にプラスになるような形で進めたいな
と思っております。

これで説明とさせていただきます。

小寺委員長： ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問はございませんで
しょうか。

山田委員： 山田と申します。
今現在やっぱり子どもさんが増えてきていて、保留児童数も 94 人いる
ということで、今現在、幼稚園も結構パンパンになってきているところ
があるかと思うのですが、葺屋に幼稚園ができますよね。この進捗状況
と今年度何人か入られるという予想とか、ここに載っていないので、お
聞きしたいと思って、お願いいたします。

こども政策課： そちらにつきましては資料 2-1 の上から 2 番目になりますが、民間保
育所等整備事業で、認定こども園の新設に伴う新築工事に対する補助を
行うというところにあたります。もともと幼稚園をされていたの
ですが、休園されておられまして、来年度に認定こども園を新設するとい
うことで、年度途中からの開園にはなりますが、保育部分が 70 人、幼稚園
部分が 15 人の合計 85 人の定員で今準備の方を進めておられるところ
です。待機・保留の方も多く出ていますので、一定その受け皿になれば
というところで、期待をしているところでございます。

山田委員： 今期の 4 月には、まだだめだってことですね、次年度ですね。

こども政策課： 来年度、令和 8 年度の年度途中からとなっております。

山田委員： 現在、保留されているお子さんたちは、どのように検討されますか。

こども政策課： 現在、来年度入所の選考の方がまだ続いておりますので、最終的にど
のぐらまで減らせるかというところにはなってまいりませうけれども、
各園、受け入れの方も頑張ってくださいような状況でございます。

市林委員： 市林です。4 万円というのは結構うれしい額だと思うのですが、それだ
け増えて他市、周りを見渡したときに四條畷市がちょっと多いなってい
う感じなのか。どんな感じですか。

中山委員： なかなかちょっと難しい質問ですね。
保育士さんの給料は 2 つで決まるかなというところで、1 つ、国の決め
ている公定価格の地域区分というのは、この地域はこれぐらいのお給料
でどうですかというふうに国が決めている部分。四條畷市、それぞれの
自治体で独自に上乘せされている部分の 2 つで決まる場所があつて。
それでいきますと、この北河内という、大体平均よりプラス 20 万強ぐ
らい高いのかなあという数字になってくるかと思えます。ただ、すごく
高いというものでも正直ないですので、各園、あわせて働き方改革とい

うところで、コロナ前後で保育のあり方とかかなり変わっていますので、そこもあわせて進めているという形ではあります。

今回、実は市と民間園で協力して、本当はそのところ、単にお金を上げて何とかしようではなくて、そこまで覚悟をくくるからこそ、変えるものを全部変えましょうというところでやっています。だから効果として他市に比べて、結構大東市さんとか交野市さんの処遇改善は10万ぐらいになってきていますが、それでもあまり改善はされていないと聞いていますので、逆に4万円でここまで効果が出ているのは、かなり画期的じゃないかなと思っています。ただ、繰り返しのようですが、金額的にもすごくいいというものではなく、正直、大阪市は高いです。なので、すごくではないのですが、もともとあったかなりしんどい状況ではなくなっているかなという形で会員の中でも意見が上がっております。

こども政策課： 今、委員からお話していただきましたが、地域区分の方が、もともと四條畷市は低いというところがありましたので、他市に保育士さんも取られるといいますか、他に行ってしまうというような方も結構多いかなというところもあり、なかなか確保が難しいですというご相談をたくさん受けていた中で、民間園さんといろいろ話し合いさせていただいて、一緒に進めていけたらというところで、今回この4万円事業、1万円は負担していただけるという事業になれたというところです。

他市さんについては、新規確保に力を入れていて、入って3年目ぐらいまでとか、わりと年数を限られているようなところもあったりするのですが、本市についてはやはり働いてくださっている保育士さん、皆さんが頑張っているというところで、離職防止にもつなげたいということもあって、正規の保育士さん皆さんに、年数に関係なくお渡しできる事業になっていますので、その辺りも他市さんとの差別化はできているのかと思っております。

市林委員： 保育所がしっかりしていると、選ばれる市、住みたい市になっているのかなと思いますので、すごくすてきなと思いました。

内村委員： 内村です。
私の息子も田原小学校のふれあい教室にお世話になっているのですが、今抱えているように、児童数が本当に過多です。雨の日はもうすし詰め状態で、本当にすごい早く迎えに行ったりするのですが、なぜなら、高学年のお兄さん、お姉さんも、低学年、体が小さい子も同じ部屋ですごいギュウギュウでいるので、当たり前ケガをしたり、当たり前ケンカになるし。それが社会を学ぶいい経験になったりもするのですが、結構人数が多い他市さんは新しい校舎ではないけど、部屋を準備されたりするじゃないですか。しないのは、お金の問題なのか、それを増やしたとて、みてくださる方がいないからなのか教えていただきたいと思っています。

スポーツ・青少年課： 田原ふれあい教室は、定員が120人、3クラスの運営をしております。3クラスですけれども、外にふれあい教室があるのは2クラス、学校の校

舎の中に1クラスあるという形で、高学年は通常は学校の中のお部屋で過ごすというのが中心になっています。

特にお迎えのときには、3クラスに分かれていると、なかなか保護者の負担にもなるので、お迎えの時間になると2教室のところに集めてという状況になっているので、そういった事情もありつつ、2クラスのところで見ている状況です。それを解消しようと思うと3クラスそのまま保育することは可能となっておりますが、保護者の方のお声もありまして、今は2クラスのところで見ていただいているという状況です。

山田委員： 先ほど紹介いただいた18歳未満に達するまでの子どもに1人当たり2万円の手当を支給する、この施策というのは国の施策ですか。

事務局： こちらのほうは今回、国が物価高の対応施策として、全国でやっている事業です。

山田委員： 18歳までですから、生まれて何か月のお子さんも対象になりますか、対象年齢は何歳から何歳までかと、これは延々と四條畷市に住んでいるおさんはいただけるものなのかどうか、何年後に止めるとか、どういうふうになっているのかもお聞きしたいです。

事務局： 今回、物価高の対応ということなので、国の臨時事業というふうにとっていただいたらいいかなと思います。今年度の事業ということで、基本は9月の時点で18歳までのお子さん、そこから3月31日までに生まれたお子さんまでが対象ということになっております。

山田委員： 所得は関係ないのですね。たくさんもらって生活されているお家でも、これは対象ということ。

事務局： 今回、所得制限はございません。

中山委員： 先ほどの学童の人数の話です。一人あたりの面積では参酌基準なので、一応国の方で決まっています、守ってくださいねというレベルですけども、おそらく今すし詰めであれば、面積基準を満たされていないのではないのかなと思います。

今、確かに保護者の方々は、我々も施設やっていますのであるのですが、それよりやっぱり優先するのは子どもの居心地というか、過ごし方かなと思いますので、3クラス体制が人員的にも運用的にも取れるようであれば、出来るのではないのでしょうか。

保護者のためにやっている事業ではなく、子どものいわゆる環境を守るためにやっている。本来の受益者である子どもたちのためにやっているのであれば、少しくレームが出たとしてもやっぱり面積取れるのなら取ってあげた方が。現実、関心、要望があるのであれば、ちょっと考える必要があるのかなと思います。

スポーツ・青少年課： おっしゃるとおりだと思います。
今、年度当初は3クラス運営になるのですが、現在80名を切っている

ということで、お迎えの時間帯でも今は特に問題なく保育していただいている状況です。

1クラス40人ということで、1.65㎡が国の基準となっております。それがクリアしているという状況です。80人以上の運営になったときには、そういったご意見も踏まえまして検討させていただければと思います。

小寺委員長：

他にございませんでしょうか。

ないようですので、次の案件に移りたいと思います。

案件4「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可・確認について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可・確認についてです。資料3-1をご覧くださいてもよろしいでしょうか。

まず、事業の概要についてご説明させていただきます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、令和8年度から新たな通園給付制度として全国で実施される予定です。本市においても、令和8年4月から始まります。

制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で保育所などを利用できる制度です。

目的・事業としましては、保育士等と関わったり、同年代の子どもとふれ合い遊んだりする中で、家庭とは異なる経験を通じて子どもの育ちを支え、また、保護者に対し子育てについての情報を提供したり、相談支援を行い、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減するものです。

対象は、市内在住で保育所等に在籍していない、0歳6ヵ月から満3歳未満のお子さんです。

利用時間は、お子さん1人あたり月10時間までです。

利用料金は、1時間あたり300円の予定です。施設により、おやつ等の実費負担があります。世帯の所得状況により減免もあります。

実施方法は、保育所等とは別に定員を設ける一般型と、保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で実施する余裕活用型があります。

利用方法は、曜日・時間を固定した定期利用と柔軟利用があります。

次に2つ目、子ども・子育て会議での意見聴取についてです。

こども誰でも通園制度の実施にあたっては、市町村において認可・確認を行う必要があります。関係法令等とともに、認可については、「四條畷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」、確認については、「四條畷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に適合しているかの審査を行います。また、子ども・子育て会議等において意見を聴取することとなっております。

認可手続きは、事業実施に係る認可であり、国・都道府県・市町村が

実施する場合、認可は不要となっております。

確認手続きは、給付費の受給者に係る確認です。

このため、委員の皆さまには、認可・確認の申請が出ている3園についてご確認をお願いしたいと考えております。

次に、資料3-2をご覧ください。

申請が出ているのは、民間から忍ヶ丘いるかこども園、公立から忍ヶ丘あおぞらこども園と岡部保育所です。

1ページ目、忍ヶ丘いるかこども園をご覧ください。

事業類型は一般型で、利用方法は柔軟利用です。

利用定員は、0歳児～2歳児、各3名で、合計9名となっております。

使用する保育室は、0・1歳児は乳児室、2歳児は保育室です。

運営体制については、実施日は月曜～金曜のうち主に水曜の週1回での実施としており、提供時間は9時～11時30分の2.5時間です。職員配置は保育士3名、保育補助者1名の計4名で、食事の提供はありません。

次に、主な認可・確認基準の適否についてですが、安全計画の策定、食事の提供設備、内部規定策定、設備基準、職員配置基準、利用定員設定、運営規程策定について、いずれも適合していることを確認しています。

2ページ目の忍ヶ丘あおぞらこども園をご覧ください。

事業類型は一般型、利用方法は定期利用です。

利用定員は3名です。表記がわかりにくいですが、年齢別で受け入れるため、合算ではなくそれぞれ3名となります。

利用する保育室は、午前クラスが遊戯室、午後クラスが保育室です。

運営体制については、実施日は、曜日別で年齢を分けており、月曜に0歳児、火・水曜に1歳児、金曜に2歳児となっております。

提供時間は9時30分から12時または13時から15時30分の2.5時間となっております。

職員配置は保育士2名です。

食事の提供はなしとしており、調理の有無はありません。ただし、1・2歳児については、市販のおやつを予定しています。

認可については、公立園のため、不要となっております。確認基準については、適合していることを確認しています。

次に、3ページの岡部保育所をご覧ください。

岡部保育所も基本的なところは同様ですが、使用する保育室はスペースの関係上、遊戯室のみとなり、午前のみの実施となります。

実施日は、月曜が0歳児、水・木曜が1歳児、金曜が2歳児です。

岡部保育所についても、確認基準について適合していることを確認しています。

ご確認くださいませようお願いいたします。説明は以上です。

小寺委員長： ただ今、説明がありました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

山田委員： 山田と申します。

今、ご説明いただきましたあおぞらこども園ですが、13時から15

時 30 分で、お昼からまたがっていて、おやつも発生するということがありますが、おやつは園で用意をされるというふうに聞きました。ただお子さんの中にはアレルギーとか、敏感であるとか、小さなお子さんですからあるかと思うのですが、私たちが子どもさんを預かっている場合は、ご家族の方に用意をしていただき、こちらの方でおやつを用意しないので、お家のお母さんたちが用意していただいて安全なものを預かった上で食べていただいているシステムになるのですが、そういうところの配慮というか、考えとかは決められているのでしょうか。

こども政策課： 公立園両方ともですけれども、民間園も含めてですが、基本的に事前にアレルギー等は確認させていただくというところになっておりまして、公立の方は一応市販のものを考えておりまして、事前にアレルギーを確認した上で、問題ないものを提供したいという形で考えております。

山田委員： その場合は金額が発生するのですか。

こども政策課： そうですね、おやつは 50 円という形で考えております。

高橋委員： 高橋です。

忍ヶ丘あおぞらこども園さんと岡部保育所さんで、実施日が 0 歳児と 2 歳児は 1 日で、1 歳児だけ 2 日になっているのは、やっぱり 1 歳児の待機児童の方が多いからというので、こういうふうになっているのでしょうか。

こども政策課： 他市のお話などもいろいろ聞く中で、やはり 1 歳児の需要が多いというところと、この第 3 期子ども・子育て支援事業計画でニーズを調査したときも、1 歳児のニーズの方が高いというような結果が出ておりましたので、1 歳児は 2 日実施できるような形で体制を整えたというところがございます。

中山委員： 細かい話ですけど、認可申請書のほうを見ていましたら乳児室、ほふく室の面積が乳児 1 人あたりにつき、1.65 m²。これ通常 1 歳児でも保育室の基準が使われることが多いかなと思うのですが、両方とも 1.65 m²にしているというのは、何かあるのでしょうか。たぶん、乳児室の面積基準ですよ。

事務局： 忍ヶ丘いるかこども園ですが 1 歳児も乳児室を使うということで、乳児室も基準上、1 歳児は 1.65 m²で問題ございませんでした。

柏原副委員長： 公立園さんの方は 0 歳児、1 歳児、2 歳児と曜日をきちっと明記されてわかりやすいですけれども、この民間さんの保育園で週に 1 回、主に水曜日というふうに先ほどご説明がありましたけれども、これは水曜日に限るという形なのですか。それとも希望によっては柔軟に対応されるというところでしょうか。保育士さんは 3 名、保育補助者が 1 名ということで、人数的には問題ないかとは思いますが、その辺を教えていただけ

たらありがたいです。

事務局： 基本的には主に水曜日、柔軟利用の施設でございまして、定期の曜日を固定してお預かりするという形ではなくて、施設の空き状況等を鑑みながら、主に水曜日で予定しているという状況でございます。水曜日の提供が難しいというような事態が発生した場合は、月曜日から金曜日の、違う曜日のところで、週に1回は設けるという形で聞いております。

柏原副委員長： その場合は、常にこの専属というのか、これに対応する保育士さんが常時確保されているという理解でよろしいでしょうか。

事務局： この4名の皆様は、こども誰でも通園制度に当たる職員の配置として申請をされています。

柏原副委員長： あおぞらこども園さんが午前中と午後と2回に分けて開催されるということで、これ一人の方が10時間までなので、1日利用ということは可能なのでしょうか。

こども政策課： 午前コースと午後コースのどちらかを定期的に使っていただくというところになります。両方となると、時間的にも超えてしまいます。

小寺委員長： 他にご意見はございませんか。
ないようですので、こども誰でも通園制度の認可・確認については、こちらの内容で進めていただければと思います。
続きまして、案件5「第3期子ども・子育て支援事業計画の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料4-1をご覧ください。
まず、子ども・子育て支援事業計画は、変更する際、子ども・子育て会議において意見聴取することと定められています。
こども誰でも通園制度については、第3期子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと提供量について記載しており、計画策定の際は、本会議においてご確認いただいております。
この度、国から示された算出式等や、来年度の施設の提供予定を踏まえて、計算をしておりました。下線を引いている箇所が修正箇所です。
量の見込みと提供量を比較すると、0～2歳児まで一定不足が出ている状況です。
来年度については、先ほどの説明のとおり、公立2園、民間1園で実施予定となっております。今後、提供体制の確保につながるよう、公立園での実施状況等を特定教育・保育施設と共有していければと思っております。
裏面をご覧ください。こども誰でも通園制度の計画記載にあたって、今年度新たに国から、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保内容についても、記載することが定められました。

このため、新たに追加で記載することとします。

趣旨としては、こども誰でも通園制度利用終了後の教育・保育の提供についてです。

内容としては、「地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れの促進に努めるほか、教育・保育施設との間で情報共有を図り、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。」とします。

資料4-2は、現行の計画ですので、ご参考ください。

説明は以上です。

小寺委員長： ただいまの事務局からの説明に関しまして、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、計画の変更については、こちらの内容で進めていただければと思います。

続きまして、案件6「その他」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局： 次回の子ども・子育て会議の日程についてお知らせさせていただきます。次第にも記載しておりますが、第2回は、3月25日（水）午後2時から、場所は本日と同じ、本館委員会室を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

小寺委員長： ただ今、説明がありました。ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ご意見ございませんので、これをもちまして、「令和7年度第1回四條畷市子ども・子育て会議」を閉会いたしたいと思います。

ありがとうございました。

<閉会>